平成２６年（フ）第５０２６号
大阪府茨木市橋の内３丁目３番２号　エムロード茨木106号
債務者　植田　吉孝
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０２９号
大阪府門真市末広町36番10―501号
債務者　森　　真二
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０３０号
大阪府門真市末広町36番10―501号
債務者　森　　千晶
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７号
北海道滝川市黄金町西１丁目３番18号
債務者　香河紀久子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
群馬県太田市矢場新町103番地７
債務者　村山　　博
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１３５号
群馬県太田市矢場新町103番地７
債務者　村山　弘美
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１４６号
群馬県太田市大原町943番地５　プライムメゾンＣ―３号、前住所群馬県伊勢崎市田部井町１丁目1077番地　ヒルズ伊勢崎103
債務者　久保田温子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第４４号
福岡県大牟田市大字宮崎2357番地４
債務者　佐藤日出美
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第１２４号
松江市玉湯町玉造1311番地１　グリーンハイツＭⅢ105、前住所島根県出雲市湖陵町差海1624番地
債務者　大峠　　満
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８５号
群馬県みどり市笠懸町鹿4591番地１　カーサソレアード101
債務者　柳田　幸司
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第２６４号
新潟市西区寺尾西３丁目３番26号　コーポ誠和203号
債務者　金子きみよ
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４４号
新潟市西区寺尾東１丁目４番41号
債務者　小林真奈美
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８５号
新潟市中央区東堀通11番町1757番地　チサンマンション新潟301号、住民票上の住所新潟市東区向陽１丁目14番地18
債務者　井川　優子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９４号
新潟市中央区鳥屋野２丁目14番５号　手島ハイツ505号
債務者　味方　啓司
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７号
富山県黒部市荻生595番地
債務者　松島亜由美
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２６年（フ）第１８号
富山県黒部市荻生595番地
債務者　松島　律子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２６年（フ）第３２１号
金沢市鳴和１丁目15番10号　鳴和第２吉本ハウスＡ棟１号
債務者　滝澤　厚子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５７８号
広島県廿日市市飯山134番地
債務者　林　　イト
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部